

ちょうせい



特集

第55回公害紛争処理連絡協議会

地方公共団体職員向けウェブセミナー

コラム

行政ADRの強みと特色を活かした実践例

ネットワーク

がんばっています

私の公害苦情対応事例について

[岩手県盛岡市]

相談してよかったと思ってもらえるように

[広島県尾道市]



レモン谷と多々羅大橋 (写真左)

千光寺本堂 (写真中央)

千光寺ロープウェイ山側 (写真右)

(写真提供：広島県尾道市)



Contents

2 特集

第55回公害紛争処理連絡協議会

公害等調整委員会事務局

9 地方公共団体職員向けウェブセミナー

公害等調整委員会事務局

10 公害等調整委員会新委員紹介

公害等調整委員会事務局

11 公害苦情相談アドバイザー紹介

公害等調整委員会事務局

12 コラム

行政ADRの強みと特色を活かした実践例

公害等調整委員会事務局

15 令和7年度こども霞が関見学デー開催概要と総務省・公調委キッズページのご紹介

公害等調整委員会事務局



盛岡さんさ踊り

(写真提供：岩手県盛岡市)



盛岡わんこそば

(写真提供：岩手県盛岡市)

<ネットワーク>

17 がんばっています

私の公害苦情対応事例について

岩手県盛岡市環境部環境企画課主査

いなば ちあき
稲葉 千晶

相談してよかったと思ってもらえるように

広島県尾道市市民生活部環境政策課技師

くまがい ひろき
熊谷 裕記

22 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

25 公害等調整委員会の動き(令和7年4月～6月)

公害等調整委員会事務局 ※

32 都道府県公害審査会の動き(令和7年2月～6月)

公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真 きたかみがわ いわてさん「北上川と岩手山」 <関連：17 ページ> (写真提供：岩手県盛岡市)

北上川は県北の水源から宮城県北上町追波湾まで総延長が 250 kmあり、全国 5 位の大川です。岩手の母なる川と呼ばれています。この北上川と秀麗な岩手山は、盛岡を代表する景観の一つです。開運橋、旭橋、夕顔瀬橋などのビューポイントがあり、色とりどりの花が岸辺を彩ります。明治橋上流付近には、11月になると白鳥が飛来します。

第 55 回公害紛争処理連絡協議会

開催：令和 7 年 5 月 30 日

公害等調整委員会事務局

令和 7 年 5 月 30 日、都道府県公害審査会会長等に東京にお集まりいただき、「第 55 回公害紛争処理連絡協議会」を開催しました。これは、公害紛争に関して情報・意見の交換を行うことで職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るために例年 5～6 月頃に開催しているものです。開催当日の概要についてお知らせします。

1. 委員長挨拶（全文）

〔公害等調整委員会委員長 永野 厚郎〕
公害等調整委員会委員長の永野でございます。



永野委員長による挨拶

本日は、ご多忙な中、「第 55 回公害紛争処理連絡協議会」にご参加いただき、誠にありがとうございます。

皆さまには、公害紛争の迅速かつ適正な解決のため、日頃より多大なご尽力をいただき、また、当委員会の業務にご理解とご協力をいただいておりますことに対して、厚く御礼申し上げます。

市町村の公害苦情相談、県審査会、公調委からなる公害紛争処理制度が発足して半世紀余りが経過し、時代を反映して公害紛争の様相も大きく変化してきています。変化する国民の紛争解決ニーズにどのように応えていくかは、制度の担い手として、常に対応を迫られる課題であり、全国の県審査会と公調委が一堂に会する連絡協議会において協議するに相応しいテーマであると思います。このような観点から、昨年の連絡協議会においては、広く民事紛争を扱う裁判制度とは別に公害紛争の解決に特化した全国的な制度が行政に設けられていることの意義を改めて問う形で全体構想を示させていただき、ご協議いただくとともに、各地におけるブロック会議等において議論を深めていただきました。

そこでは、全体構想として、解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにして、公害紛争処理制度全体の解決力の総和を高める観点から、いくつかの切り口と具体的方策を示させていただき

ましたが、そのエッセンスは、紛争の解決手続きの選択は利用者に委ねられていることから、利用者の適切な選択に資するよう、我々としても裁判制度や他の制度と比較して自らの強みと特質を意識した運用を工夫し心掛けるべきではないか、利用者への周知やアクセスの向上に一層意を用いるべきではないかということに尽きるのではないかと思います。

公調委としましても、このような問題意識をもって、手続きの運用や事務処理の全般にわたって見直しを進めてきているところですが、県審査会からいただく事件の報告を拝見していて、近時、調停委員会で合理的な調停案を持って積極的かつ粘り強く調整を行った事例、市町村の測定結果等の客観的資料を調停手続きに利用した事例、受諾勧告を試みた事例など、まさに専門的行政 ADR ならではの工夫が窺える例が増えてきており、調停成立率も上がってきているように見受けられ大変心強く感じているところです。今回の連絡協議会に際してお願

いしたアンケートにおきましても、全体構想と関連して、従来からの取り組んでいる点や新たな取り組みを始められた点などのご報告をいただき、昨年からの変化の兆しを感じているところがございます。各県の状況には違いがありますが、それぞれに隘路や制約がある中で、改善に向けて工夫され、苦勞されていることは、他の県においても参考になると思われまので、とりまとめて情報共有させていただきました。本日のグループ別意見交換においても、是非、掘り下げた協議により情報共有いただければと思います。

もとより、全体構想は日常業務に伴う創意工夫と実践を支えとするものであり、試行錯誤しながら継続的な取組を続けていく必要があるものですが、本日の連絡協議会が、秋口のブロック会議の充実や新たな実践に結びつき、次年度の連絡協議会において更に進んだ協議を行えるよう、新たな起点となることを祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

2. 公害紛争処理制度の全体構想について (概要)

〔公害等調整委員会事務局次長 米澤 朋通〕

資料に基づいて、令和6年に決定された「公害紛争処理制度の全体構想」について説明いたしました。



米澤次長による説明

まず、公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めるためには、

- ①本来解決されるべき紛争が申請に結びついていないこと
- ②適切な機関に申し立てられていないことが課題であると認識しているため、公調委としては、
 - ①事案に応じた柔軟な手続運用
 - ②公害紛争処理手続き規則等を整理して、ITを積極的に活用
 - ③公害審査会等で解決の困難な事件の積極的な吸い上げ
 - ④利用者や弁護士への周知

公害紛争処理連絡協議会

などの取組を行っていることを伝えました。

次に、都道府県の公害審査会等には、公調委としては、

- ①強みと特色を意識した運用
- ②利用者の利便性向上のためにウェブ会議方式の積極的な導入・活用
- ③解決されるべき紛争が、ふさわしい機関で処理されるため、公調委や市町村等の一層の連携の促進

④利用者への周知

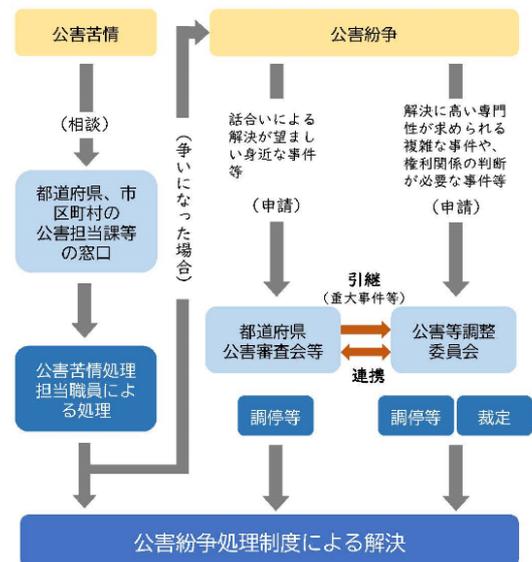
に取り組んでいただきたいと考えていることをお伝えしました。

その上で、最後に、各公害審査会等においても、公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めるために、主体的に取組をご検討いただきたいということをお伝えしました。

公害紛争処理制度の全体構想

◎公害紛争処理制度が目指す姿・ビジョン

- ・市区町村の公害苦情相談窓口、公害審査会等及び公調委からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること。
- ・すなわち、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすること。



◎課題への方策

- ①各機関が他の紛争解決機関との比較において、自らの強みと特色を意識した運用を工夫すること。
- ②各機関において利用者の利便性の向上を図る工夫をすること（特にITの活用）。
- ③各機関において適切な事件を汲み上げるとともに、自ら解決が困難な事案については適切な機関への申立てを誘導すること。
- ④利用者（申請者本人だけでなく相談先となる弁護士などを含む）への周知を高めること。

(配布資料抜粋)

3. 都道府県からの事例紹介（概要）

今回は広島県、福島県、山梨県の3県から、それぞれ特色のある事例をご紹介します。

まず広島県からは、5年ほど前から自治体に相談し、自治体から改善指導を行ったが解決せず令和3年に調停申請に至った案件についてご紹介がありました。調停手続を進める中で令和4年5月の3回目の期日で被申請人が申請人の求める対策を検討することを約束したものの、その後進捗がなかったため、令和6年8月に調停委員会が調停案を作成し、受諾勧告をして同年10月に調停成立した案件になります。

さらにその他の案件においても、期日外に調停委員長と事務局が相談しながら当事者に対しても連絡を取ったりして、柔軟に手続を進めていることについてもお話しいただきました。



広島県公害審査会事務局から事例紹介

次に福島県から、令和3年に受け付けた調停申請について、1年以上かけて調整をし、いよいよまとまりそうというときに日程が合わず期日が開催できない案件があり、そのまま期日を開けないと、せっかくまとまりかけた調停が当事者の心変わりなどで不調になってしまう可能性があったので、ウェブで期日を開催し、調停を成立させたという事例についてご紹介

いただきました。なお、この案件についてはお互い代理人がついていたということです。



福島県公害審査会事務局から事例紹介

最後に山梨県から、令和4年1月に4年ぶりに調停申請を受け付けた案件についてご紹介いただきました。自治体における公害苦情相談で解決せず自治体から申請窓口について県に問合せがあったものですが、その後、申請者からも問い合わせがあり、調停申請に至りました。当事者同士の感情的な対立もあるなか、測定を行うなど粘り強く両者が折り合う対策を探り、2年余り8回の期日を重ねて調停委員会から調停案を提案し、令和6年2月成立に導いたという案件でした。

参加者の皆さんにとっても何かしら得られるものがあつたご説明であつたと思います。



山梨県公害審査会事務局から事例紹介



全体会議の様子

4. オンライン会議の導入による事件解決の効率化（概要）

〔公害等調整委員会非常勤委員 加藤 一実〕

〔公害等調整委員会事務局審査官 長澤真吾〕

加藤委員は委員の立場から、オンライン会議を活用することで事務局とのコミュニケーションの質を向上させることができ、結果として事件解決までの時間を短縮することができたことを説明いたしました。

長澤審査官は事務局からの視点として、委員

の意見を確認する機会が増えたことから事件処理の方向性を固めやすくなり、メール等を活用することで意見交換も活発となったため、事件処理にかかる方針決定が効率化したこと。専門委員や当事者へのヒアリング等においても、ITを活用することでコミュニケーションが容易となり事務を効果的に進めることができるようになったことなどを説明しました。

これらを参考に各都道府県においてもITの活用についてご検討いただければと思います。

5. グループ別意見交換（概要）

全体会議終了後、4つのグループに分かれて意見交換を行いました。

昨年からはまった「全体構想」に基づいて行われた取組を中心に意見交換が行われました。それぞれのグループにおいて、個別案件についての困りごとについてほかの参加者からの意見を聞いたり、調停申請までの流れについて経験の少ない県から質問が出たりと、活発な議論が交わされました。



グループ別意見交換の様子

その中でも、全体構想に基づく新たな取組について交わされた主な意見は以下のとおりです。

○事務局と委員等との連携について

- ・公害についての調停・苦情がある人は事前に相談していただいているが、他県はどうか。〔A県〕
- ・事務局が電話で相談を受けており、ご本人が申請する場合は、申請書の書き方の相談もあるので、何度もやりとりしていると聞いている。〔B県〕
- ・自分（会長）のところには、事務局は、事前相談で事件になりそうだなと進行してきた段階で相談してくる。公害調停には当てはまらないという相談もあったが、門戸を広く受ければよいと伝えたこともあるので、事務局からの会長への事前の相談は重要だと感じている。〔A県〕
- ・私の印象としては、委員会に上がってくる前に事務局が当事者とよく折衝し、場合によっては現地に見にいったりしており、詳細な情報が上がってくる。そもそも申立ての段階で、市町村の騒音測定などの資料も付いてくることもあるので、非常にやりやすい。〔C県〕

○委員等を含めた調停の進め方などの情報共有について

- ・久しぶりに調停の申請を受け、全くノウハウがなかったので、同じブロックの県に直接話を聞きに行き、資料とか進行要領をいただき、それを参考にした。〔D県〕
- ・約6年間、公害審査委員を行っているが、初めは何をすればよいのか分からなかったもので、委員同士の情報共有はされているのか。〔E県〕

- ・年に1回位総会を開催したり、報告を聞かないとノウハウの蓄積ができないが、開催できていない。〔A県〕
- ・年2回総会を行っている。事務局から半年間の受付状況を説明し、調停委員長がそれぞれ報告し、質疑応答もある。〔B県〕
- ・連絡協議会などで議論したことは、委員の方々同士の間でどのような形で情報共有されるのか。〔公調委〕
- ・事務局から会議の資料的な情報はメールできたが、ちゃんと見ていなくて、3月の審査会の際に、参加した委員から去年の連絡協議会の内容を聞いた。〔F県〕
- ・委員候補者だと誰が会長のように音頭を取るのかというのがあり、連絡を取り合う機会とか報告し合う機会は2年間に1回もない。〔G県〕

○調停の受付等について

- ・相談を受けたときに、公害審査会で受けるのがいいのかと悩む案件が結構多い。公調委に気軽に相談できる窓口があると助かる。〔H県〕
- ・申請を受けたときに悩むことがあれば、公調委にご相談いただきたい。〔公調委〕
- ・ご近所、お隣さんとのトラブルが本当に公害でいいのかと感じている。〔I県〕
- ・市町村の苦情対応で解決していることが多い。長引いているものは、調停等を使うこともあると思うが、相手方が構えてしまい、対応しづらくなったことが過去にはあった。〔J県〕
- ・調停として申し立てられ、被害者として困っている場合には、入り口で余り厳格に言わずに、少し緩やかに紛争として見た上で解決の道がないかを探っていくということではないか。〔公調委〕

公害紛争処理連絡協議会

○調停の進め方や調停案作成に関する工夫について

- ・規制基準を超えていない場合は、こちらが落としどころはこの辺と考えても、訴えられる方が全く譲らないといているときは、どういことを示せば歩み寄っていただけるのか、悩むところ。〔K県〕
- ・申請人の主張だと、土地にまかれた生の牛ふんが雨によって浸水して自分の土地の井戸水が汚染されたということだった。その関係の専門家である委員が、申請人に因果関係がないことを丁寧に説明し、申請人も納得したので、裁判所の民事調停と違い、よい制度だと感じた。〔L県〕
- ・当事者の意見のすり合わせを慎重に時間をかけて行って、双方が100%満足するわけではないけれども、これでは受け入れてくれるのではないかという点を検討して、受諾勧告を積極的に使っていく価値はあるのではないか。〔M県〕
- ・データの的に基準を超えていなくても、申請人は苦痛を訴えているので、被申請人が任意に協力していただける場合もある。また、測定結果が基準に達しなかったことを相互に確認した上で、被申請人は今後もこの結果を維持

するように努力するという条項でも調停が成立することはある。〔公調委〕



グループ別意見交換の様子

以上のような意見交換に加え、IT活用による事務の効率化については実際に活用している都道府県から感想や課題について発表がありました。市町村との連携についての工夫や、弁護士会等への周知についても意見交換が行われました。

そういった議論をうかがう中で、特に、公害審査会等内部における会長や委員同士での情報共有のあり方、あるいは公害審査会事務局等と会長・委員との意見交換の機会について、非常に重要であるという印象を受けました。参加者の皆さまも、意見交換で交わされた議論を持ち帰っていただき、今後の取組のご参考としていただけますと幸いです。

【ご参考】

公害等調整委員会におけるIT化の取組については、公害等調整委員会ホームページ「調停、裁定等の申請手続の御案内」ページ内『書面等のオンライン提出・ウェブ会議方式の利用』をご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/application_guide.html



地方公共団体職員向けウェブセミナー

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、令和7年6月25日に「地方公共団体職員向けウェブセミナー」を開催しました。これは、主に公害紛争処理・公害苦情相談を新たに担当することになった地方公共団体職員向けに、全国から参加できるようウェブ会議システムを利用し、公害紛争処理制度等の解説や公害苦情相談アドバイザーによる講演等を行うものです。地方公共団体の人材育成を支援するとともに、公害等調整委員会との連携を促進するための取組です。

例年同様、公害等調整委員会事務局から公害紛争処理制度等の解説を行った後、今年度は、平成29年度から公害等調整委員会事務局の公害苦情相談アドバイザーを務めている板橋区資源環境部環境政策課課長補佐の^{うえのくにお}上野邦夫氏に、「日々、公害苦情に苦戦している皆さま方へ」と題した講演を行っていただきました。全国から多数の担当職員の方に御参加いただきました。研修内容について理解を深めていただくとともに、公害等調整委員会との連携のきっかけとしていただけると幸いです。

公調委 HP には、地方自治体の方に向けたページがありますので、ぜひご覧ください。

「地方公共団体の皆様へ」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



地方公共団体職員向けウェブセミナー

<対象者>

公害紛争処理・公害苦情相談を新たに担当することになった地方公共団体職員
(※その他の関係職員も参加可能)

<日時>

令和7年6月25日(水) 13:30~15:00

<開催形式>

ウェブ会議(※Webexを使用)

<議事次第>

1. 挨拶 [公害等調整委員会事務局]
2. 公害紛争処理制度等について [公害等調整委員会事務局]
3. 講演「日々、公害苦情に苦戦している皆さま方へ」 [公害苦情相談アドバイザー]
4. 質疑応答

公害等調整委員会新委員紹介

公害等調整委員会では、令和7年6月30日付で都築政則委員及び野中智子委員が退任し、その後任に、令和7年7月1日付で中村也寸志委員及び大瀧敦子委員が就任しましたので御紹介します。



なかむら やすし
中村 也寸志

裁判官として約40年間勤務し、その多くで民事事件を担当しました。騒音事件を数件扱ったことがあります。公害等調整委員会の行う裁定は、裁判所の判決とは異なり、執行力がありません。しかし、公害等調整委員会は、専門性と職権調査という裁判所の手続にはない特色を生かし、専門的な判断に基づく合理的な内容の裁定を行ったり、調停を試みたりすることにより、紛争解決機能を果たすことが十分に可能であると考えています。皆様の協力を得て職務に励んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。



おおたき あつこ
大瀧 敦子

今年で弁護士32年目、これまで広く国内の民事事件を取扱ってきました。委員就任からまだ日は浅いですが、引継ぎをうけた事件を通じて、公調委の事件処理においても、当事者の言い分に耳を傾けること、背景となる事実を丹念に調べ、認定することの重要性に変わりはないと感じます。公害事件の公共性や社会性にも留意しつつ、一つ一つの事件に真摯に向き合うこと、環境問題への視座を養うことも心がけながら、公害紛争の解決に寄与できるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

公害等調整委員会 委員長及び委員一覧

| 役職 | 氏名 | 経歴・現職 |
|---------|--------------------|--------------------------------|
| 委員長 | ながの あつお 永野 厚郎 | 元名古屋高等裁判所長官 |
| 委員 | きたまど たかこ 北窓 隆子 | 医師（元姫路市医監） |
| 委員 | なかむら やすし 中村 也寸志 | 元東京高等裁判所判事 部総括 |
| 委員 | わこう としひこ 若生 俊彦 | 元富士通(株)シニアアドバイザー、 元総務省総務審議官 |
| 委員（非常勤） | おおたき あつこ 大瀧 敦子 | 弁護士（元司法研修所教官） |
| 委員（非常勤） | おほし よういち 大橋 洋一 | 学習院大学専門職大学院法務研究科教授 |
| 委員（非常勤） | かとう かずみ 加藤 一実 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所フェロー、 元理事 |

（令和7年7月1日現在）

公害苦情相談アドバイザー紹介

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、都道府県や市町村（特別区を含む。）の公害苦情の処理を担当している職員（公害苦情処理担当職員）に対して、豊富や知見や経験をもとに的確な助言を行うことを目的として、長年、公害苦情処理業務に従事されてきた方々に、公害苦情相談アドバイザーを委嘱しています。

公害苦情相談アドバイザーは、公害等調整委員会が主催する公害苦情相談員等ブロック会議や各都道府県が主催する管内市町村の公害苦情処理担当職員研修会等において、講演やアドバイス等を行っております。

今後とも、公害苦情処理担当職員研修会等を主催する地方公共団体のご要望等も踏まえ、公害等調整委員会で調整の上、アドバイザーの派遣に応じてまいりたいと思いますので、ご要望がありましたら、当委員会事務局までご連絡ください。

| 氏名 | 職名 | 主な専門分野 |
|--------------------|---|--------------|
| いなば ちあき 稲葉 千晶 | 盛岡市環境部環境企画課主査 | 水質汚濁、土壌汚染、悪臭 |
| うえの くにお 上野 邦夫 | 板橋区資源環境部環境政策課課長補佐 | 公害苦情相談窓口対応 |
| おおいし かずひろ 大石 一裕 | 公益財団法人地球環境センター参与 (元大阪市環境局技術監) | 大気汚染、水質汚濁 |
| としみつ やすかず 利光 泰和 | 大分市環境部環境対策課調査官 (元大分市環境部長) | 大気汚染、水質汚濁、悪臭 |
| ふじもと まさのり 藤本 正典 | KEI 環境技術士事務所技術士（環境部門） (元福岡市環境局環境監理部長) | 大気汚染、水質汚濁、騒音 |
| まつしま みつぐ 松島 貢 | (公社) 日本騒音制御工学会事務局長 (元千葉市環境局環境情報センター所長) | 騒音、振動 |
| むかさ こうじ 向笠 晃司 | 我孫子市環境経済部生活衛生課主査 (元我孫子市環境経済部手賀沼課課長補佐) | 騒音 |
| よこしま しげのり 横島 潤紀 | 神奈川県環境科学センター調査研究部主任 研究員 | 騒音、振動 |

<お問合せ先>

公害等調整委員会事務局総務課指導連絡係

Tel : 03-3581-9956

Mail : shidou@soumu.go.jp

コラム

行政ADRの強みと特色を活かした実践例

公害等調整委員会事務局

1 はじめに

公害紛争処理制度は、公害紛争について、事案に応じた適正妥当な解決を目指す行政ADRです。市町村等の公害苦情処理では申立人が納得できない事案や、裁判所の手続では、合意による解決が困難な事案であったとしても、この制度を利用することにより、当事者双方が納得

のいく形で解決できるケースも見られます。今回は、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）において、最終的に調停成立に至った具体的なケースを素材に、公害紛争処理制度の強みと特色をご紹介します（実際の事実関係よりも簡略化しています）。

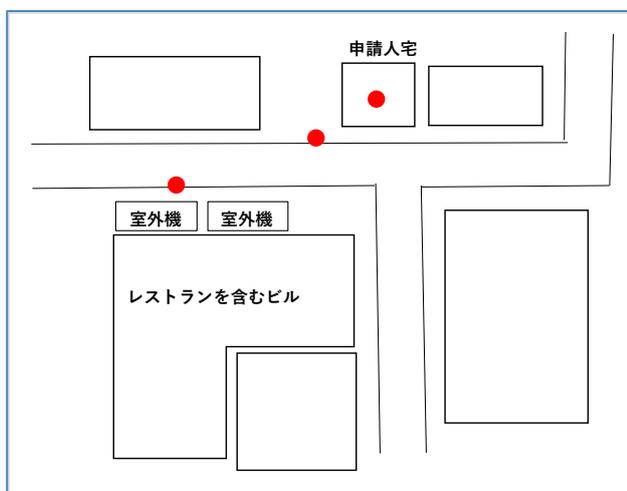
2 事件の概要と手続の経過

この事件は、アパートの住民が隣接するレストランの屋外に設置された室外機の稼働音により苦痛を受けたとして、レストランを運営する会社に対して損害賠償を求めた責任裁定の事件です（図1参照）。

申請以前に行われた市町村等による騒音測定では、規制基準を超過していることが判明し、市町村等から被申請人に対して、改善勧告が行われましたが、被申請人側はそれに従わず、何らの対応も行われませんでした。これ以上市町村等による公害苦情処理では、申請人が納得する見込みがなかったため、公調委に責任裁定の申請がされました。当初は、公調委から被申請人に対し、書面の提出や手続への参加を促す事務連絡を送付しましたが、全く反応がありませんでした。それでも申請人が手続を進めることを希望したため、公調委事務局において、申請人や市町村等の職員に対してヒアリングを行ったり、必要な資料の提出を求めたりするとともに、現地調査の準備を進めました。

現地調査では、被申請人側からの参加の予定はなかったものの、現地にいたレストランの従業員から事情を聞くことができました。また、専門委員や自治体職員の立会いの下で、レスト

図1 現地周辺の状況



ラン側敷地境界（室外機の前）、アパート側敷地境界及び申請人宅内の3か所（図1の赤丸の地点）に騒音計を設置し、稼働中の室外機の騒音測定を実施しました。その結果、レストラン側敷地境界では規制基準を超過する騒音が測定されたものの、申請人宅内では、健康に影響を及ぼすレベルの騒音は測定されませんでした。

この結果を調査報告書にまとめ、当事者双方に送付したところ、ようやく被申請人と連絡が取れるようになり、公調委事務局によるウェブによる当事者ヒアリングを複数回実施して解決の機運が高まったため、裁定事件を職権で調停に付しました。調停期日では、被申請人から

室外機をより防音効果の高いものに交換するという提案があり、それをベースに調停委員会が調停案を双方に提示し調整することとなりましたが、申請人が被申請人に対して調停案以上の対応を求めたため、調停委員において、敷地境界で規制基準は超過するものの、申請人宅内で健康に影響を及ぼすレベルの騒音は測定されておらず、受忍限度を超えているとはいえない旨の説明をし、調停案に納得をしていただきました。

最終的には図2の調停条項のとおり、調停成立に至りました。

図2 調停条項

- 1 申請人と被申請人は、レストランが所在する地域に適用される規制基準が以下のとおりであること（記載は省略）を相互に確認する。被申請人は、同基準を遵守するよう努める。
- 2 被申請人は、申請人に対し、レストランの営業に係る騒音について、地方公共団体から行政指導（勧告を含む。）を受けた場合には、これに従うことを約束する。
- 3 被申請人は、申請人に対し、令和〇年〇月末日までに、室外機及びそれに関連する設備機器を交換することを約束する。
- 4 申請人と被申請人は、公調委が地方公共団体に対し、本調停条項の内容及び調停成立の事実を知らせることを了解する。
- 5 被申請人は、第3項のとおり室外機等を交換した場合には、速やかに公調委及び地方公共団体に対し、その旨を通知する。
- 6 申請人と被申請人は、申請人と被申請人との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認し、今後、互いに、平穩に生活し、業務を継続することができるよう、他方当事者へ配慮することを約束する。
- 7 裁定手続費用及び調停手続費用は各自の負担とする。

3 公害紛争処理制度の強みと特色

この事件では、当事者双方が納得いく形で解決することができましたが、その主な理由としては、次の4つの公害紛争処理制度の強みと特色を活かしたことが挙げられます。

1点目は、**職権による手続の進行**です。公害紛争処理制度も、準司法手続である以上、当事者の責任で手続を進めることが原則ですが、他方で、妥当な解決を図るために職権主義も取り入れられております。この事件では、公調委において、自ら必要な資料を収集し、職権調査を実施したほか、被申請人に対して繰り返し手続に関与するよう求めました。その結果、当事者双方に代理人が付いていない中で、当事者の負担を重くすることなく、最終的に妥当な解決に至っております。

2点目は、**専門的知見の活用**です。公調委や公害審査会では、各公害分野に精通した調停委員や専門委員候補者がおり、様々な公害紛争に関して専門的・科学的知見を活用して、解明力（解像度）の高い解決を図ることができます。本件でも、専門委員の立会いの下、騒音測定を実施し、それに基づいて心証を固めることができた結果、調停期日において、調停委員から当事者に対して本件の見通しを説得的に説明することができました。

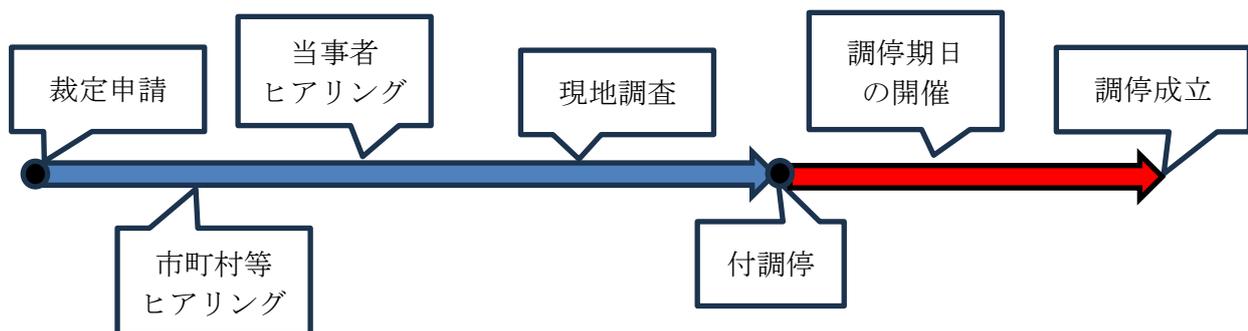
3点目は、**地方公共団体などの関係機関との連携**です。公調委や公害審査会では、公害苦情

の相談窓口である市町村等の職員と連携して手続を進めることが珍しくありません。この事件では、手続の初期段階から市町村等の職員へのヒアリングの機会を設けたほか、現地調査にも立ち会ってもらいました。また、調停条項の中で、地方公共団体による行政指導等に従う、室外機を交換したことを地方公共団体に連絡するなどの条項を設けております。市町村等の職員と協力することにより、手続を円滑に進めることができただけでなく、その後のフォローアップにもシームレスにつなげることができました。

最後の点としては、**ウェブ会議等のITの積極的な活用**です。この事件を含め最近の公調委におけるヒアリングや期日のほとんどはウェブ会議の方法により実施されています。期日等に出席するためにわざわざ官公庁まで訪れる必要がなくなり、当事者の利便性が向上したほか、手続の迅速化にもつながっています。本件でも、ウェブ会議の活用により、当初、手続への参加に消極的であった被申請人の参加を促すことにつながったものと考えています。

以上のように公害紛争処理の手続では、公害紛争について、他の紛争解決機関にはない強みと特色を活かし、適正妥当な解決を図っています。

図3 申請から調停成立に至るまでのイメージ



令和7年度こども霞が関見学デー 開催概要 と 総務省・公調委キッズページのご紹介

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会は、令和7年8月6日(水)・7日(木)の2日間、「こども霞が関見学デー」のイベントを中央合同庁舎第2号館で開催しました。(公社)日本騒音制御工学会のご協力のもと、音の体験学習と工作を実施しました。2日間で合計806人(こども442人、保護者等364人)の方々にご参加いただきました。

今年度のプログラムは、「音で遊ぼう」をテーマに音の体験学習と音の出るもの工作として実施し、体験学習では音の高さ、音の大きさ、音色の違いなどを体感しながら学ぶことができる内容で、モスクート音やゾウの会話、風鈴の聴き比べなどを体験しました。

プログラム

音で遊ぼう！ ～音の体験学習と工作～

○いろいろな高さの音を聞いてみよう！

- ・高い音はどんな音？：モスクート音（蚊の羽音のような高周波数の音）など
- ・低い音はどんな音？：ゾウの会話（人間には聞こえないくらい低い音で会話）など
- ・身近な音のクイズ：身近な音を聞いて、何の音が当ててみよう。

○音の大きさをはかってみよう！

ドライヤーや掃除機の音、楽器の音の大きさを騒音計ではかり、数字で体感してみよう。

○音色の違いを体感しよう！

いろいろな風鈴の音を聴き比べてみよう。聴こえた音の違いを体験してみよう。

○音が出る物の工作<バードコール（鳥笛）の作成>



(体験学習の様子)音色の違いを体感しよう！

また、簡単にできる工作として、バードコール（鳥笛：鳥のさえずりに似た音を出す道具・楽器）を作成しました。事前にドリルで穴を開けた木材の端材に、ボルトを回し入れて作成します。ボルトを回すと、金属と木がこすれあって音を出すことができるバードコールは、作成したものを持ち帰ることができるため、ご参加の方にも好評でした。



音が出る物の工作<バードコール（鳥笛）の作成>



(工作の様子)



(工作したバードコール)

こども向けの広報活動

どのコーナーも、親子だけでなく三世代の方々など幅広い年齢層の多くの方々にご参加いただきました。暑い中、ご来場ありがとうございました。

こども霞が関見学デーとは

霞が関に所在する各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、夏休み期間中に子供たちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、活動参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組です。

公調委ホームページ内の「公害等調整委員会キッズページ」では、公害や公害紛争処理について、主に小学生に向けてわかりやすくご紹介しています。

ぜひ夏休みの自由研究や日頃の疑問などのご参考にいただければ幸いです。

公害等調整委員会(こうがいどうちようせいいいんかい)キッズページによろこそ！

こうがい どうちようせい いいんかい
公害等調整委員会
キッズページによろこそ！

こうがい
公害ってなに？
こうがいどうちようせいいいんかい
公害等調整委員会
のしごとをしょうかいするよ

まわりからの
騒音やにおいで
困ったときは

以下の URL・QR コードからご覧いただけます。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids.html>



総務省ホームページ内にもキッズページがあります。総務省は幅広い分野を担当しています。そのお仕事内容を5つの恐竜で紹介しています。

令和7年度こども霞が関見学デーの詳細はこちら

総務省の仕事 for KIDS
ダイナソーム

はじめまして。
ぼくたちは、ダイナソーム。
ダイナソー(dinosaur)っていうのは、
英語で恐竜っていう意味なんだ。
総務省は力持ちの恐竜のように
5つの方をあわせて
日本を支えているよ。

公害等調整委員会のお仕事については、タスケルサウルスで説明しています。

災害や公害からみんなを救助！
タスケルサウルス大解剖

05

特徴
ピンチのときに駆けつけて、大きな口から水を吐く。

好きなもの
みんなの笑顔、みんなが安心して過ごせているところ、そしてピンチから助かれています。

解決の力
災害現場に駆けつけたとき、被害の状況を確認し、被害者の安全を確認しながら、その場で応急処置を行います。

性格
助けた人をみかきと認めてお祝い、災害などのときに、どうやってみんなを助けるかについても考えています。

特殊能力
強力な水を吐くことで、火災現場を消火したり、大きな災害があったとき、緊急輸送を確保することができます。

強い音(高音域)
大きな音があったときなどは、強い音を吐くことで周囲に注意を促すことができます。

強い音(低音域)
どんな場所へも音、メッセージのようになんか届けて、助けたいです。

放水口
火事の際には、大きな口から水を吐き出して、火を消すことができます。

強い音(低音域)
大きな音があったときなどは、強い音を吐くことで周囲に注意を促すことができます。

強い音(高音域)
どんな場所へも音、メッセージのようになんか届けて、助けたいです。

以下の URL・QR コードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/kids/index.html



がんばっています

私の公害苦情対応事例について



岩手県盛岡市環境部環境企画課主査

いなば ちあき
稲葉 千晶

「やはらかに柳あをめる 北上の岸辺目に見ゆ 泣けとごとくに」この歌は、盛岡市^{しほがみ} 渋民出身の、明治時代の歌人である石川啄木が、ふるさとの情景を思い浮かべる心情を詠んだ歌です。私たち環境部局の職員は、公害が発生しないよう啓発活動を行い、ふるさとのすばらしい環境を守り、次世代に伝えるべく、活動しています。

盛岡市は、まちの中心部を流れる^{きたかみがわ} 北上川や^{なかつがわ} 中津川、まちなかには多くの清水、湧水があって水資源が豊富であり、^{いわてさん} 岩手山や^{ひめかみさん} 姫神山をはじめとする、周辺の山々などの自然景観に恵まれ、雄大な山並みを眺めることができます。まちの中心部には歴史的建造物が点在しており、自然と歴史的な街並みが相まって作り出される景観は、都市と自然、利便と伝統など様々な要素の調和を象徴するものとなっています。

盛岡の特産品には、^{なんぶてつき} 南部鉄器、^{しこんぞめ} 紫根染め、^{こだいしかたぞめ} 古代型染め、漆器のように伝統と高い技術に裏づけられた本物のよさが醸し出されているものや、盛岡わんこそばや南部煎餅など古くから暮らしの中で親しまれ、郷土食として大切にされてきたものがあります。また、盛岡冷麺や盛岡じゃじゃ麺のように異文化のよさを取り入れ新しい価値を生み出しているものもあります。

こうしたまちの魅力から、2023年には、ニューヨーク・タイムズ紙「2023年に行くべき52カ所」に「盛岡市」が選ばれております。まち

を歩いて楽しめるところがたくさんありますので、ぜひ盛岡へお越しいただきたいと思います。



岩手銀行赤レンガ館

さて、本市における公害苦情対応は環境企画課環境保全係6名により、対応に当たっています。主な相談内容は、騒音が多く、次いで悪臭の事案が多くなっています。コロナ禍では、近隣住民からの騒音や薪ストーブの煙に関するものなどで一時的に苦情件数が増えたものの、近年は苦情件数が減り、コロナ禍前の状況に戻っています。しかし、解決が難しい事案は依然として起こり、皆様も対応に苦慮されていることと思います。

私の公害苦情との関わりは、原因者として苦情を受けたことが始まりでした。入庁して最初の配属先は、ごみ焼却場でした。そこで、周辺の住民の方から、ごみ焼却場から出る排出ガスなどが臭いという、悪臭に関する苦情を何度か

受けました。申立人の所へお伺いし、状況をお聞きし、ごみの燃焼状況や、消臭に関する薬剤の適正化対策などを説明し、納得いただけるよう努めてきました。ごみの焼却を止めるわけにはいきませんので、私は化学専門職として、できるだけ住民の方へ負担がかからないよう、排出ガスの有害物質濃度の抑制、悪臭発生の防止に努め、知恵を絞って苦情原因の発生の対策に取り組んだものです。

公害苦情対応をする中で、苦情があったことを原因者である事業者にお伝えすると、多くの事業者が、何とかしようというお気持ちがあることが多いと感じています。原因への対策の費用面や、効果的な手立てがわからないということで、解決が進まないことがあるため、こちらが何かしらの案を提供できれば、解決に向かう場合もあります。

しかし、原因者が解決に応じない場合もあります。そういう時は、自治体の組織内部で指導権限を持つ所管部署と連携し、指導を行うことが効果的です。指導権限を持った部署がどこか、把握しておくことが良いと思います。

また、受け付けた苦情には、その地域に特有なものと思われるものもありました。岩手県を代表とする特産品として南部鉄器があります。この加工工場から出る鉄粉が飛散し、周辺のマンションに駐車する車や、マンションの消防設備に付着し錆の原因となり、被害が生じたケースがありました。マンション管理組合から被害の連絡を受け、現地を確認すると、消防設備に錆が広がり、消防署からの指摘もあったことから、早急な対応が必要と判断しました。この事例では、被害に気付いた発端が、マンション入居者の新車に頻繁に錆びが生じることから、自動車ディーラーで調査し、鉄粉が付着していることが錆の原因と断定されたことで、発生源

が特定できたことです。マンション管理組合は原因者との解決のため、市に仲介してほしいとの希望があったため、原因者に状況を伝え、対策に応じる意向があったことから、仲介を行い、双方で協議のうえ解決が実現しました。地域に特有なものが原因となると、事例が少なく原因が見つかりにくいケースがあるかもしれません。そのようなとき、他都市の特異的な事例が参考になる場合もあると思います。積極的に他都市の対応事例を知識として取り入れ、解決の近道としたいところです。

私個人の経験から解決できた事例をお話させていただきますと、私は、水質や食品添加物などの理化学検査を経験しており、水質異常や汚水の悪臭に関する公害苦情では、経験が役立った事例がありました。

例えば、住民からの悪臭に関する通報で、下水臭、腐敗臭のようなにおいがするとのことで現地周辺を調査したところ、水路から若干の硫黄臭が感じられました。周辺で硫黄化合物を使用する事業者を推測し、食品添加物として使用される化学物質の知見から、亜硫酸塩を漂白剤として使用する製館所を原因者として推定しました。立入調査したところ、排水処理設備の不調が確認され、速やかに原因者の特定、対策の指導を行い、自身の知見を活かした早期の解決が実現できました。

また、他の事例として、住民から自宅周辺で薬品や化学物質のような臭いがするとの苦情があり、対応した事例があります。現地に行くと、消毒剤として使用されるクレゾールの臭いを感じました。臭いの強弱を頼りに発生源を探し、薬品が撒かれた地点と行為者を特定しました。行為者は、とあるアパートの住人で、敷地内に猫除けのために使用したとのことで、保健所で推奨する代替案を提示し解決しました。

このように、理化学の知識は、公害苦情対応に役立つことがあります。どの業種で何の化学物質が使用されているかを知っておくと、対応が早くなる場合もあります。ぜひ化学的知識を習得し活用いただきたいところです。

しかしながら、苦情対応は個人の力量のみでは、対応できる幅が限られます。組織として苦情にあたるのが、個人の負担を減らし、組織の力がより良い解決の実現につながるものと思います。皆様の職場にも、様々な経験をされ、得意な分野をお持ちの方がいらっしゃると思います。それぞれの経験を、職場内の集合知として、活用することで、対応できる公害苦情の幅を広げていくことを目指していきたいと思えます。



南部鉄瓶

がんばっています 相談してよかったと思って もらえるように



広島県尾道市市民生活部環境政策課技師

くまがい ひろき
熊谷 裕記

尾道市^{おのみちし}は、瀬戸内のほぼ中央、広島県の東南部に位置し、中世より瀬戸内海でも有数の港町として栄え、特に江戸時代には北前船^{きたまえぶね}の寄港地として発展し、現在も海運業や造船業が盛んです。また、交通の要所としても山陽自動車道、瀬戸内しまなみ海道に加え、平成27年(2015年)3月に全線開通した中国やまなみ街道(中国横断自動車道尾道松江線)により、広域拠点としての機能が高まり、まさに「瀬戸内の十字路」としての発展が大いに期待されています。

近年は観光都市としても注目度が高く、人気のスポットは、新しい展望台がオープンした千光寺や、聖徳太子創建と伝えられる浄土寺をはじめとする点在する寺院、志賀直哉「暗夜行路」や林芙美子「放浪記」など多くの文人墨客ゆかりの地、大林宣彦監督「尾道三部作」が特に有名な数々の映画のロケ地です。



千光寺ロープウェイ

また、連なる島々と内海の特徴を生かした多島美の魅力により、絶景と言われる全長約70kmしまなみ海道でのサイクリングや海でのマリンスポーツなどもキャンプ施設が充実しており人気で、食べ物では尾道ラーメンや日本一の生産量を誇るレモンがメディアに頻繁に取り上げられ、外国人を含め多くの観光客が訪れています。歴史・文化・スポーツ・食と様々な形で楽しめる尾道市にぜひ足を運んで見てください。



しまなみ海道サイクリング

さて尾道市環境政策課では8名の課員により、公害苦情相談対応を行っています。典型7公害、ごみの不法投棄や野焼き、空き家空き地の草木に至るまで様々な相談が寄せられます。それぞれの自治体の特性によって、苦情の種類が多い少ないはあるものの、具体的な内容は似ている

事例が多いと思いますので、今回は自分なりに苦情処理で心掛けていることを中心に書いてみます。

多くの公害苦情は規制対象外や、規制基準値内であり、対応に苦慮するところは尾道市でも同じですが、以前に受講したクレーム対応研修で印象に残っている2つの言葉で「法律を持ち出すのは最終手段」「課の口癖に注意」というものがありました。「課の口癖」とは、公害苦情対応で私たちもよく使ってしまうがちですが、「規制対象外なのでお願いしかできない」という他自治体の事例でもよく出てくるものがあります。これは「規制」という法律にも触れているため、上記の2つの言葉を両方含んでいます。時と場合にもよりますが、最初からこれありきで対応を進めると、相談者からすれば「市役所が言っても効果はないよ」と、頼りなく感じさせてしまう可能性があると感じています。個人的な意見になりますが、例えば自分の購入した商品が壊れてお店で相談した場合、「補償の対象外の部品だから対応できるかわからない」と、できないことを主で言われるよりは「原因を調査し可能であれば修理しますが、一部ご負担いただくかもしれない」の方が、結果は同じでも次につながる対応をしてもらっていると感じます。過度な期待を抱かせないこととのバランスは難しいですが、相談者は<法律という事実>（例えば、野焼きの農業の例外規定など）を知りたいのではなく、<何とかしてもらいたいということによって来ている>ことを常に念頭においてコミュニケーションをするよう心掛けています。

またここで、公害苦情解決にはコミュニケーションだけではいけないと感じさせられた事例を2つ紹介させていただきます。1つ目は河川に緑色の塗料が流れているという申立事例です。

下流の市街地での発見でしたが、上流まで辿っていくと、ため池があり、付近の住民からの聴取により、大量のアオコが発生する自然現象だと判明しました。次の日が雨であったため、流されていた可能性もあり、申立当日に現地確認しなければ原因不明という結果になっていたかも知れません。また申立者に自然現象であるという安心感を与えることができなかったかも知れません。迅速な対応が重要であると感じた事例でした。2つ目は以前、何度も電話で申立をされる方からの建設作業の騒音苦情の事例がありました。<経験上、特定建設作業は大きな建物解体でない場合は、基準値を超えることは少ない>という先入観と、申立者の強い口調も相まって、前述の「規制基準内だとお願いになります。」という悪い意味でのマニュアル通りの対応をしてしまったことがありました。実際に現場で測定すると、作業内容によっては基準超過する時間帯があり、自分が間違っていたと深く反省させられました。このことは、相手の立場に立つコミュニケーションと同時に、相手に依らず常に冷静な第三者の視点を持ちながら対応することの重要性を再確認させられた出来事となりました。

公害苦情相談の経験は、私自身10年近くになります。しかし、苦情対応は、法令条例の正確な理解、事例によって対応を変えない一貫性、中立の原則など様々な要素があり、市民の方に納得していただけないことも多く、今でも反省させられる毎日です。ただ、自分にとっては数多くの苦情対応のうちの一つでも、相談者にとっては「ひとつの困っていること」ということを忘れずに、これもクレーム対応研修の受け売りになりますが、「役所は嫌いだ。でもあなたは少し違うな。」と思ってもらえる対応を目指して今後も精進していきたいと思います。

公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、公害等調整委員会で発行しているリーフレット、総務省で発行している広報誌「総務省」への記事掲載についてご紹介します。

1 リーフレット「困ったときは公害紛争処理制度で「解決」」を発行

公害紛争処理を紹介するリーフレットについて、リニューアルし、「困ったときは公害紛争処理制度で「解決」」として発行しました。

審問期日等へのウェブ会議方式による参加が可能となるなど、公害紛争処理手続の利便性が向上したことを広く知っていただくため、一般の方向けに、公害紛争処理制度及び公害苦情相談を紹介するリーフレットを発行しました。

公害苦情相談、公害紛争処理制度の調停・裁定について、イラストとフローチャートを用いて、解決までの流れを簡潔に説明しています。

騒音や大気汚染などでお困りの方に公害紛争処理制度を気軽に利用していただけるように、順次、各地方公共団体の公害苦情相談窓口等に配置していきます。



(表面)



(裏面)

公害紛争処理制度のリーフレットは、以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/main_content/001025419.pdf



公害等調整委員会ホームページには、公害紛争処理制度や公害等調整委員会などについて紹介するパンフレット・リーフレットを掲載しています。以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/pamphlet/index.html>



2 広報誌「総務省」への情報掲載について

総務省が毎月発行している広報誌「総務省」の令和7年7月号「MIC NEWS 03」において、「公害苦情相談窓口」と「公害紛争処理制度」を紹介しています。

記事では、公害紛争処理制度を一般の方にも広く知っていただくために、公害苦情相談窓口で相談した際の解決までの流れを、イラストを用いて分かりやすく解説しています。

また、公害苦情相談で解決できないときなどに利用できる「公害紛争処理」の制度をご紹介します。典型7公害でお困りの際には、「調

停」や「裁定」といった「公害紛争処理制度」を利用することができます。

広報誌「総務省」は、総務省ホームページの広報誌コーナーに掲載されていますので、ぜひご覧ください。

広報誌「総務省」令和7年7月号は以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/02koho03_03005317.html



MIC NEWS 03 騒音や大気汚染などに困ったときは…市区町村等の「公害苦情相談窓口」に相談できます

このような被害でお困りですか？

騒音

・夜更営業店の騒音がひどく、我慢できない。
・工場の騒音がやかましく、睡眠がすたれない。

大気汚染

・工場からの煙や粉じん、排ガス、廃棄物などが汚れる。
・農田の畑の中に有害物質がまきまかれていられるかもしれない。

「騒音」などによる被害でも、相当範囲にわたる（ある程度の広がりがある）場合は、「公害」となります。公害の種類のうち、「大気汚染」「水質汚染」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」のことを、「典型7公害」と呼んでいます。

公害で困ったら市区町村等の「公害苦情相談窓口」に相談することができます

解決までの流れ

- 苦情相談**
市区町村または都道府県の公害苦情相談窓口の担当職員にご相談ください。
- 現場の確認**
担当職員が、相談を受けたことについて被害の実態などを確認します。
- 相手側への連絡**
被害の原因や原因がはっきりすると、担当職員が関係者に対して改善のための指導や助言等を行います。
- 解決!**
このようにして公害苦情の解決に努めています。

市区町村または都道府県の公害苦情相談窓口の連絡先は、公害等調整委員会ホームページに掲載されています。
https://www.soumu.go.jp/kouchol/complaint/soudan_madoguchi.html

公害苦情相談で解決できないときは

典型7公害の場合は、「調停」や「裁定」といった「公害紛争処理」の制度を利用することができます。詳しくは、公害等調整委員会のホームページをご覧ください。

調停・裁定では、専門家や公害に関する知識がある方が調停委員会・裁定委員会の委員となります。また、申請手数料は裁判所に比べて安く設定されています。

| 調停 | 裁定 |
|--|--|
| 調停とは合意的な解決を促して双方の合意をはかる手続です。申請先は各都道府県に置かれている公害審査会等になります（重大事件等を除く）。 | 裁定とは、当事者間の紛争について審査委員会が法的判断を行うことにより、紛争の解決をはかる手続です。申請先は公害等調整委員会（国の機関）です。 |
| 調停の申請 | 裁定の申請 |
| 調停期日（非公開） | 審問期日（公開） |
| 合意の成立 | 裁定 |

総務省公害等調整委員会事務局 TEL 03-3561-9959
 公調費 公害相談ダイヤル 月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00
 e-mail kouchol@soumu.go.jp (受付日および12月29日～1月3日は除く)
 URL <https://www.soumu.go.jp/kouchol/>

3 令和7年度「公害紛争処理関係ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」の開催について

公害等調整委員会では、公害紛争や公害苦情相談の動向等についての情報交換を行うとともに、事務の円滑な促進等に資することを目的に、全国を6ブロックに分け、関係都道府県・県庁所在市（開催県及び開催市）の協力を得て「公害紛争処理関係ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」を開催しています。

令和7年度は、10月から11月にかけて、下記のとおり開催を予定しています。

公調委 HP には、地方自治体の方に向けたページがありますので、ぜひご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



令和7年度ブロック会議開催予定

| ブロック | 開催地 | 日程 |
|-----------|--------|-----------------|
| 北海道・東北 | 福島県福島市 | 11月28日（金） |
| 関東・甲信越・静岡 | 群馬県高崎市 | 10月24日（金） |
| 東海・北陸 | 富山県富山市 | 10月31日（金） |
| 近畿 | 大阪府大阪市 | 11月14日（金） |
| 中国・四国 | 徳島県徳島市 | 10月3日（金） |
| 九州・沖縄 | 沖縄県那覇市 | 10月9日（木）・10日（金） |

公害等調整委員会の動き

(令和7年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

| 月 日 | 期 日 | 開催地 |
|-------|---|-----|
| 5月28日 | 令和6年(セ)第5号 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件 第2回審問期日 | 東京都 |
| 6月4日 | 令和6年(ゲ)第9号 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日 | 東京都 |
| 6月6日 | 令和5年(ゲ)第13号 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日 | 東京都 |

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 葛飾区における工場からの振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第3号事件)

令和7年4月14日受付

本件は、申請人に生じた不眠、情緒不安、うつ症状等の健康被害は、被申請人が被申請人の工場から発生させた振動によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 能美市における工場からの大気汚染被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第4号事件)

令和7年5月7日受付

本件は、被申請人が元申請人宅北側の場所で操業している工場で金属粉碎加工を行い、大気中に汚染物質を発生・拡散させたことにより、申請人は呼吸困難、頭痛、目の痛み、不眠、激しい虚脱感、関節痛、頻尿、尿の白濁、皮膚の上に白い粉の発生、手の平のべたつき・黄変、足爪の黄変、頭皮のべたつきなどの症状が出たため、避難生活を余儀なくされ、従前の生活や人間関係を喪失し、社会的信頼が損なわれたこと等により精神的苦痛

公害等調整委員会の動き

を受けたこと、また、汚染物質の付着により、元申請人宅及び家財道具が使用できなくなり汚染除去が不可能であったことからほとんどの財産を処分せざるを得なくなったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金 2023 万 3 千円の支払を求めるものです。

○ 国立市におけるマンション上階からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 7 年 (ゲ) 第 4 号事件)

令和 7 年 6 月 3 日受付

本件は、申請人に生じた化学物質過敏症等の健康被害は、①被申請人 A が自宅から汚染物質を発生・拡散させたこと及び②被申請人 B がそれに対する適切な措置を講じなかったことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 豊島区における工事現場からの騒音被害責任裁定申請事件

(公調委令和 7 年 (セ) 第 6 号事件)

令和 7 年 6 月 25 日受付

本件は、被申請人らが、マンション大規模修繕工事を行い、著しい騒音を継続的に発生させたことなどにより、申請人は平穏な生活が脅かされ、心身の安静を保つために一時的な避難を余儀なくされ、昼間の休息や睡眠が妨げられるなど日常生活に支障をきたし、上記の状況に起因すると考えられる頭痛や慢性的な疲労感に悩まされたことや被申請人らが虚偽の説明を行うなど不誠実な対応に終始したため、騒音被害の証拠収集、被申請人ら及び関係行政機関との交渉等に多大な時間と精神的労力を余儀なくされたことなどにより、心身ともに疲弊し、日常生活にさらなる支障をきたしたとして、被申請人らに対し、慰謝料として損害

賠償金 55 万円を連帯して支払うことを求めるものです。

終結事件の概要

○ 荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和 5 年 (セ) 第 2 号・令和 7 年 (調) 第 4 号事件)

① 事件の概要

令和 5 年 5 月 10 日、東京都荒川区の住民 1 人から、建築会社を相手方 (被申請人) として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が申請人が所有する建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動により、同建物の広範囲にわたって飛散汚れが生じ、同建物の 1 階部分にある自宅玄関前のコンクリート部分にクラック、貸店舗の出入口のガラス戸等にひびが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金 599 万 3951 円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が申請人が所有する建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動と同建物に生じている飛散汚れ、クラック及びひびとの因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 7 年 3 月 17 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し (公調委令和 7 年 (調) 第 4 号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、1 回の調

停期日を開催し、同年4月10日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

○ 渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第10号事件・令和7年(調)第2号事件)

① 事件の概要

令和5年8月4日、東京都渋谷区の住民1人から、近隣の飲食店経営会社2社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。申請の内容は以下のとおりです。申請人宅の近隣で被申請人らが経営する飲食店のファン及びダクトの稼働音(騒音)により、申請人が多大な精神的、心理的苦痛を被り、また、自宅において仕事に集中できなくなり収入が減少したなどとして、被申請人らに対し、損害賠償金532万9296円を連帯して支払うことを求めたものです(その後、損害賠償金額は888万2160円に変更)。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが経営する飲食店のファン及びダクトの稼働音(騒音)と、申請人が被った精神的、心理的苦痛等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1名を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年2月13日、公害紛争

処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和7年(調)第2号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、1回の調停期日を開催するなど、手続を進め、同年4月16日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき、申請人と被申請人1社については双方が合意して調停が成立しました。また、残る1社については、同日、申請の取り下げがなされました。これにより、本事件は終結しました。

○ 横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第9号事件・令和7年(調)第3号事件)

① 事件の概要

令和5年8月1日、神奈川県横浜市の住民2人から、近隣のスーパーマーケット経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。

被申請人が経営しているスーパーマーケットの建物の屋外に設置し、稼働させている空調機並びに冷凍及び冷蔵庫の室外機から発生する低周波音により、申請人らが多大な精神的、肉体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営しているスーパーマーケットの建物の屋外に設置し、稼働させている空調機並びに冷凍及び冷蔵庫の室外機から発生する低周波音と、申請人らが被った多大な精神的、肉体的苦痛との因果関係に関する専門的

公害等調整委員会の動き

項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年3月7日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第3号事件）、裁定委員会自ら処理することとした。同日、1回の調停期日を開催し、同法第34条第1項の規定に基づき、30日以上期間を定めて当事者双方に対し調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和7年4月19日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案と同一の内容の合意が成立したものと、また、同法第42条の24第2項の規定により、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 岐阜市における家屋からの悪臭被害責任裁定申請事件

（公調委令和7年（セ）第3号事件）

① 事件の概要

令和7年3月25日、岐阜県岐阜市の住民2人から、隣接する住民1人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が申請人ら宅と隣接する洗濯場、トイレ及び風呂場の換気扇から、配偶者の介助に伴う汚物に起因する臭気を申請人ら宅に向けて排出したことにより、申請人らは植栽や盆栽の手入れができず、その価値が低減したこと、洗濯物が干せずコインランドリーの利用が日常的、頻繁になったこと、エアコンの使用を控えざるを得なくなったこと、申請人ら宅内に付着した臭気のクリーニングをする必要

が生じたことなどの被害を受けたことは、病気療養中である申請人らにとって過酷であるとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計340万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和7年5月7日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、公害紛争処理法第42条の13第1項の規定に基づき、本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

（公調委令和4年（セ）第3号・令和5年（セ）第1号・令和6年（セ）第7号・令和6年（調）第9号事件）

① 事件の概要

令和4年6月28日、東京都など7都府県の住民153人から、国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社を相手方（被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー7社を「被申請人メーカーら」という。）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人ら（東京都など7都府県の「自動車NOx・PM法対策地域」に居住している又はしていた住民153人で、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。）の認定を受けていないもの）が、公害健康被害補償法の定める指定疾病である気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、

被申請人メーカーらが、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造、販売し、大気汚染を生じさせたことによるものであり、被申請人メーカーらは不法行為による賠償責任を負うとして、また、被申請人国（代表者環境大臣）は、自動車排出ガス規制権限の不行使により、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項による賠償責任を負うとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計1億5300万円を連帯して支払うことを求めたものです。

なお、令和5年5月10日、東京都などの住民9人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり（公調委令和5年（セ）第1号事件）、裁定委員会は、同年6月21日、これを許可しました。

また、令和6年4月22日、東京都などの住民10人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり（公調委令和6年（セ）第7号事件）、裁定委員会は、同年6月3日、これを許可しました。

その後、令和6年7月1日、令和4年（セ）第3号事件の申請人9人、令和5年（セ）第1号事件の参加申立人1人から、同年11月25日、令和4年（セ）第3号事件の申請人4人から、それぞれ申請を取り下げる旨の申出がありました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、10回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年12月19日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第9号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、2回の調停期日を開催しまし

たが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和7年3月21日、調停を打ち切り、同年5月26日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和6年（ゲ）第1号事件・令和7年（調）第5号事件）

① 事件の概要

令和6年1月9日、兵庫県伊丹市の住民1人から、卸売会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請内容は以下のとおりです。

申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害は、被申請人会社が騒音を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、兵庫県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の会社が騒音を発生、拡散させたことと申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年3月25日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33により職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第5号

公害等調整委員会の動き

事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、3回の調停期日を開催し、裁定委員会から調停案を提示したところ、同年6月18日に開催した第4回調停期日において、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第9号事件)

① 事件の概要

令和6年12月2日、岡山県岡山市の住民1人から、飲食店経営者及び個人2人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。

申請人に生じた吐き気、不快感、苦痛、不眠等の健康被害及び申請人宅にネズミが発生する被害は、被申請人らが経営する飲食店から高濃度の調理排煙(アンモニア、硫化水素等)による悪臭を発生、拡散させていることによるものである、との裁定を求めるものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続きを進めた結果、令和7年6月23日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

○ 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(令和7年(セ)第5号)

① 事件の概要

令和7年5月28日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人が経営する飲食店から発生する悪臭、騒音、振動及び地響きにより、精神的、肉体的被害を受けているほか、申請人Aは令和5年4月に大腸憩室出血のため、令和6年1月に下部消化管出血のため、緊急入院し、また、申請人Bは令和7年2月下旬から3月上旬まで、新型コロナウイルスに感染し、自宅療養中に悪臭等のため苦しんだほか、吐き気、嘔吐(おうと)、睡眠障害、ストレス、不安感等の症状で現在も通院しているとして、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計600万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続きを進めた結果、責任裁定をすることが相当でない認められることから、令和7年6月26日、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終了しました。

○ 豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第8号事件)

① 事件の概要

令和6年10月21日、東京都豊島区の住民1人から、不動産会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた吐き気、頭がジンジンとしびれるような症状等の健康被害は、被申請人が管理するアパートにおいて、低周波音を発生させる給湯器(又はボイラ

一)を稼働させていることによるものである、との裁定を求めるものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地調査等を実施するなど、手続を進めましたが、令和7年6月27日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 三重県鳥羽市菅島町字村山地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件
(公調委令和7年(フ)第1号事件)

令和7年5月19日受付

申請人が、三重県志摩建設事務所長(処分庁)に対し、処分庁が行った三重県鳥羽市菅島町字村山地内における岩石採取計画認可申請に対する不認可処分について、取消を求めて不服裁定を申請したものです。

都道府県公害審査会の動き

(令和7年2月～6月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

| 事件の表示 | 事 件 名 | 受付年月日 |
|---------------------|---------------------------------|---------|
| 佐賀県 令和7年(調)第1号 | 老人福祉施設からの騒音被害防止請求事件 | R7.2.6 |
| 東京都 令和7年(調)第1号 | 物流施設等建設計画見直し等請求事件 | R7.2.26 |
| 京都府 令和7年(調)第1号 | 排水による土壌汚染のおそれ公害防止請求事件 | R7.3.7 |
| 岐阜県 令和7年(調)第1号 | 農業施設からの大気汚染被害防止請求事件 | R7.3.10 |
| 広島県 令和7年(調)第1号 | 鉄道騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件 | R7.3.11 |
| 大阪府 令和7年(調)第2号 | 金属加工工場からの騒音等被害防止請求事件 | R7.3.12 |
| 埼玉県 令和7年(調)第1号 | 木材加工工場からの大気汚染等被害防止及び損害賠償請求事件 | R7.3.17 |
| 宮城県 令和7年(あ)第1号 | エアコン室外機からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件 | R7.3.21 |
| 岐阜県 令和7年(調)第2号事件 | 工場・倉庫の建物内および敷地内の外部からの騒音被害防止請求事件 | R7.4.1 |
| 千葉県 令和7年(調)第2号事件 | 車両からの排ガス被害防止請求事件 | R7.4.9 |
| 北海道 令和7年(調)第1号事件 | エアコン室外機からの騒音・振動被害防止請求事件 | R7.5.7 |
| 福島県 令和7年(調)第1号事件 | 粉じん被害への飛散防止、損害賠償等請求事件 | R7.5.21 |
| 山梨県 令和7年(調)第1号事件 | 農業機械等による騒音・粉塵被害防止請求事件 | R7.5.27 |
| 島根県 令和7年(調)第1号事件 | 自動車部品製造工場からの騒音・振動被害防止請求事件 | R7.6.17 |

2. 終結事件の概要

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|---|-------------|-------------|---|---|
| 愛知県 令和6年(調) 第1号事件 [洋菓子店室外機からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件] | 愛知県 住民2人 | 洋菓子店 | 令和6年1月30日受付 (1) 被申請人は、申請人に対し、室外機から発する騒音について、室外機の機種を変更する、あるいは効果的な防音壁を設置するなどの防音措置を講じて、敷地境界にて騒音を愛知県条例で定めている規制基準以下に低減すること。 (2) 被申請人は、申請人Bに対し、金31万5610円及びこれに対する本申請書送達の日翌日から支払済まで、年3%の割合による金員を支払え。 (3) 被申請人は、申請人Cに対し、金20万0000円及びこれに対する本申請書送達の日翌日から支払済まで、年3%の割合による金員を支払え。 (4) 調停費用は被申請人の負担とする。 | 令和7年3月4日 調停成立 調停委員会は3回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。 |
| 埼玉県 令和6年(調) 第2号事件 | 埼玉県 住民2人 | 埼玉県 住民2人 | 令和6年7月28日受付 | 令和7年4月21日 調停打ち切り |

都道府県公害審査会の動き

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|---|--------------|-------------|--|--|
| [隣家からの騒音 被害防止請求事 件] | | | <p>(1) 被申請人は、騒音の発生元となる運動の練習、トレーニングの行為等を被申請人の居住建築物の居住区内において行ってはならない。</p> <p>(2) 被申請人は、被申請人の居住建築物の構造などを十分に理解し、騒音の発生元となる床振動音の軽減となる措置を執らなければならない。</p> <p>(3) 被申請人は日中も含むが、特に19時から深夜にかけての家庭内騒音についても軽減となる措置を執らなければならない。</p> <p>(4) 上記措置を執らない場合は、半年の猶予期間後、被申請人の居住建築物から退去しなければならない。</p> | 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 大阪府 令和7年(調) 第1号事件 [トラック騒音被害防止請求事件] | 大阪府 住民4人 | 大阪府 住民1人 | 令和7年2月3日受付 (1) 早朝の時間を午前7時以降にするか、倉庫の出入口の場所を変えてほしい。 (2) 日中の騒音や早朝の時間に睡眠を妨害しない場所に移転してほしい。 | 令和7年5月22日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 神奈川県 令和7年(調) 第1号事件 | 神奈川県 住民1人 | 神奈川県 A市 | 令和7年2月10日受付 | 令和7年5月23日 調停打ち切り |

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|---|-------------|-----------------------------|--|---|
| [近隣道路からの振動被害防止請求事件] | | | 交差点改良工事前（令和6年1月15日以前）のように申請人自宅の2階及び台所が振動しないようにすること | 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 大阪府 令和6年（調） 第2号事件 [発電機騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件] | 大阪府 住民2人 | 不動産業者、建設業者、学術研究業者、銀行、情報通信業者 | 令和6年3月11日受付 （1）被申請人は、新築工事により設置された発電機の運転に伴い、騒音を生じさせてはならない。 （2）被申請人は、新築工事により設置された発電機の運転に伴い、排煙を生じさせてはならない。 （3）被申請人は、申請人らが被った健康被害につき慰謝料として相当額の損害賠償を支払え。 | 令和7年6月9日 調停申請取下げ 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人側から調停申請を取下げたため、本件は終結した。 |

（注）上記の表は、原則として令和7年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第122号 令和7年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を

身近にあります、
公害問題解決の窓口



公害苦情相談窓口はこちら

お住まいの市区町村又は都道府県の
公害苦情相談窓口を検索できます。



https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan_madoguchi.html

相談窓口で扱われた公害苦情の受付及び処理件数、公害苦情調査結果
報告書として取りまとめています。

詳しくはホームページをご覧ください。

公害苦情調査
結果



<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/main.html>

公害紛争処理制度に関するお問合せはこちら

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00

(祝休日及び12月29日～1月3日は除く)

e-mail kouchoi@soumu.go.jp

ホームページ <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html>

X @MIC_kouchoi



公害等調整委員会

